

2 本市における主な地域福祉の取組

吹田市では、自治会活動や地区福祉委員会活動など、自分たちのくらすまちをよりよくするために様々な地域福祉活動が行われています。また、困りごとをひとりで抱え込まず、関係機関が連携して解決に向けて取り組むための相談機関が数多く設置されています。

(1) 地域で活躍したい！誰かのために活動したい！とき

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようにお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。	市役所 市民自治推進室 電話(06)6384-1327 ファックス(06)6385-8300
地区福祉委員会活動	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内 33）に地区福祉委員会があります。ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
民生委員・児童委員活動	自らも地域住民の一員として、日頃から高齢者の見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。	市役所 福祉総務課 電話(06)6384-1815 ファックス(06)6368-7348
市立市民公益活動センター（ラコルタ）（千里ニュータウンプラザ内）	市民公益活動を応援する拠点として開設され、団体の相互交流や情報提供を行うとともに、相談など、市民公益活動をより円滑に行うためのサポートをしています。	市役所 市民自治推進室 電話(06)6384-1326 ファックス(06)6385-8300 市民公益活動センター（ラコルタ） 電話(06)6155-3167 ファックス(06)6833-9851
ボランティアセンター（市立総合福祉会館内）	誰もが気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として開設され、自分でできる範囲で参加できるよう各種ボランティア講座の開催、グループ活動の紹介やボランティア活動に関する情報提供を行っています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守るサポーターのことで、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。認知症サポーターになるためには「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1375 ファックス(06)6368-7348

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。	市役所 福祉総務課 電話(06)6384-1815 ファックス(06)6368-7348

(2) 困っている!でも・・・、どこに相談するか分からない!とき

主な地域福祉の取組	取組の概要	担当所管など
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域に密着した生活・福祉の相談員として、市内に13名が配置されています。地域住民の暮らしの悩み事や困り事の相談を受け、行政や関係機関などと連携して支援を行うなど、地域と行政とのつなぎ役として活動しています。	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 電話(06)6339-1205 ファックス(06)6339-1202
【生活困窮】 生活困窮者自立支援	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活や仕事などに困っている方(生活困窮者)に対して、自立相談支援を実施しています。生活困窮者自立支援センターにおいて、相談支援員が課題を整理し、必要な情報の提供・つなぎ・支援を行っています。	市役所 生活福祉室 (生活困窮者自立支援センター) 電話(06)6384-1350
【高齢者】 地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護や高齢者福祉の相談業務を実施しています。 高齢者の成年後見制度、介護予防事業、在宅福祉サービス、介護保険の申請の手続き、介護相談など、様々な相談に応じています。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1375 ファックス(06)6368-7348
【障がい者】 障がい者相談支援センター	地域での身近な相談窓口として、市内6ブロックに設置されています。障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、権利擁護の援助などを行っています。	市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1348 ファックス(06)6368-7348
【子育て】 子育て支援コンシェルジュ	子育てに関する相談に応じる専門職員をのびのび子育てプラザ内に配置しています。子育て家庭の様々なニーズに合わせて、教育・保育施設や子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるような支援するとともに、子育てや子供の育ちに関することなどの相談に応じています。	のびのび子育てプラザ 電話(06)6875-0665 (相談専用電話) ファックス(06)6816-8588
【成年後見制度】 成年後見制度利用支援	認知症、知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の利用などに関する支援を行っています。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、権利を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法的に支援することができる仕組みです。	市役所 高齢福祉室 電話(06)6384-1360 ファックス(06)6368-7348 市役所 障がい福祉室 電話(06)6384-1346 ファックス(06)6368-7348